一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値
一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値

［略］

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

3　［略］

［イ　略］

7　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　略

(2)　陸上移動局の送信装置

［表　略］

注1　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九

［新設］

一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値

［同上］

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2　［同上］

［イ　同上］

6　［同上］

(1)　同上

(2)　［同上］

［表　同上］

注1　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九